

## 青森県福祉サービス第三者評価事業評価機関募集要領

### (目的)

第1 この要領は、福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）を募集するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (応募資格)

第2 評価機関の認証を受けようとして応募できる組織は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）に記載されている別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」を満たしていること

#### ※ 主なる要件

- ① 法人格を有し、青森県内に事務所を開設していること。
- ② 外部の有識者で構成する第三者性を有した評価を決定する委員会等を設置していること。
- ③ 評価調査者として、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が公表する評価調査者名簿に登載されているものの中から、2名以上擁していること。
- ④ 所属している評価調査者は推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了していること。
- ⑤ 所属している評価調査者に対して、推進委員会が実施する評価調査者継続研修の受講の機会を確保していること。
- ⑥ 評価内容及び評価手法が確立されていること。
- ⑦ 評価の結果を公表すること。
- ⑧ 必要な規程等を整備し、開示していること。

### (募集及び応募)

第3 推進委員会が行う評価機関の募集と応募の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 評価機関の募集のお知らせ  
評価機関募集のお知らせは、推進委員会のホームページに掲載して行うほか、文書（チラシ等）の配布によって行う。
- (2) 予約（エントリー）  
評価機関の認証を受けようとする組織は、認証申請の予約（エントリー）を期間内に郵送又は持参して行うこと。
- (3) 認証申請のための説明会の開催  
認証申請の予約（エントリー）を締め切った後に、認証申請手続きのための説明会を開催する。そのために事務担当者（窓口責任者）の派遣を確保すること。
- (4) 評価機関の認証申請手続き  
評価機関の認証申請については、認証要綱及び関連諸様式に基づき関係書類を添え、推

進委員会事務局に指定の部数を持参して行うこと。

(5) ヒアリング

持参した際に、提出された関係書類に基づいて、若干のヒアリングを行う。又必要に応じて、別途に指定した日時にヒアリングを行う。

(申請料)

第4 評価機関の認証を受けようとする組織は、申請料を推進委員会が指定する口座に振り込み、振込みを証するもの（コピー可）を評価機関認証申請書に添付すること。

(1) 申請料 新規申請 157,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

更新申請 105,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) その他評価機関として認証された場合、登録料が必要となります。

・登録料 新規登録 105,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

更新登録 105,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(認証及び不認証の通知)

第5 評価機関認証申請後、提出された書類により審査を行い、その結果を申請のあった組織に対して、文書により通知する。

(留意事項)

第6 応募にあたっては、以下の点に留意してください。

(1) 評価機関認証申請にかかわる書類及び資料は、返還しませんのでご了承ください。

(2) 評価機関として認証された場合、応募された法人の申請書等の内容については、情報公開の対象とします。

(提出先及び問い合わせ先)

第7 認証申請の予約（エントリー）、認証申請又は問い合わせについては、下記にお願いします。

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 事務局

〒 030-0822

青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

青森県社会福祉協議会内

TEL 017-732-1570

FAX 017-723-1394

# 福祉サービス第三者評価機関認証 予約（エントリー）申込書

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 様

平成 年 月 日

福祉サービス第三者評価機関の認証を受けたく、その予約（エントリー）を申し込みます。

法人の名称						
法人の所在地	〒 -					
代表者氏名						
窓口担当者						
連絡先	TEL	-	-	FAX	-	-
法人の主なる事業						
評価予定分野						